

令和7年度雲南市定期予防接種実施要領

1. 目的

この要領は雲南市が実施する定期予防接種を円滑に実施することを目的とする。

2. 対象者

雲南市に住民登録がある方で、予防接種法に定める定期予防接種の対象年齢の範囲内の方

3. A類疾病予防接種別対象者

(1) ロタウイルス

《ロタリックス》

対象年齢	生後6週から24週（約5か月半）まで		
標準的な 接種回数等	1回目接種：生後2か月から14週6日（3か月半）までの間に1回 2回目接種：1回目から27日以上の間隔をおいて1回		
ワクチン	経口弱毒性ヒトロタウイルスワクチン		
接種量	1.5ml	方法	経口接種

《ロタテック》

対象年齢	生後6週から32週（約7か月半）まで		
標準的な 接種回数等	1回目接種：生後2か月から14週6日（3か月半）までの間に1回 2回目、3回目接種：前回接種から27日以上の間隔をおいて2回		
ワクチン	5価経口弱毒性ロタウイルスワクチン		
接種量	2.0ml	方法	経口接種

1) 対象から除外される方

- ① 腸重積症の既往歴があることが明らかな方
- ② 先天性消化器障害を有する方（その治療が完了した方を除く）
- ③ 重症複合免疫不全症の所見が認められる方

- 2) 出生15週0日後以降の初回接種については安全性が確立されておらず、出生14週6日後までに初回接種を完了させることが望ましい。

(2) ヒブ

対象年齢	生後 2 か月から 60 か月（5 歳）まで		
標準的な 接種回数等	① 開始時期：生後 2 か月から 7 か月まで 初回接種：生後 12 か月までに 27 日以上（医師が必要と認めた時は 20 日）の間隔をおいて 3 回 追加接種：3 回目終了から 7 か月以上の間隔をおいて 1 回		
	※初回接種のうち、2 回目及び 3 回目の注射は生後 12 か月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わない。 この場合、追加接種は実施可能であるが、初回接種に係る最後の注射終了後、27 日（医師が必要と認めた時は 20 日）以上の間隔をおいて 1 回行う。		
接種回数等	② 開始時期：生後 7 か月から 12 か月まで 初回接種：生後 12 か月までに、27 日以上（医師が必要と認めた時は 20 日）の間隔をおいて 2 回 追加接種：2 回目終了から 7 か月以上の間隔をおいて 1 回		
	※初回接種のうち、2 回目の注射は生後 12 か月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わない。 この場合、追加接種は実施可能であるが、初回接種に係る最後の注射終了後、27 日（医師が必要と認めた時は 20 日）以上の間隔をおいて 1 回行う。		
	③ 開始時期：生後 1 歳から 5 歳まで 初回接種：1 回		
ワクチン	乾燥ヘモフィルス b 型ワクチン		
接種量	0. 5 ml	方法	皮下接種

(3) 小児用肺炎球菌

対象年齢	生後 2 か月から 60 か月 (5 歳) まで		
標準的な 接種回数等	① 開始時期：生後 2 か月から 7 か月まで 初回接種：生後 12 か月までに 27 日以上の間隔をおいて 3 回 追加接種：生後 12 か月から 15 か月までに 3 回目終了から 60 日以上の間隔をおいて 1 回		
	※初回接種のうち 2 回目及び 3 回目の注射は、生後 24 か月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わない。(追加接種は実施可能) また、初回接種のうち 2 回目の注射は生後 12 か月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は、初回接種のうち 3 回目の注射は行わない。(追加接種は実施可能)		
接種回数等	② 開始時期：生後 7 か月から 12 か月まで 初回接種：生後 12 か月までに 27 日以上の間隔をおいて 2 回 追加接種：生後 12 か月以降に、2 回目終了から 60 日以上の間隔をおいて 1 回		
	※初回接種のうち 2 回目の注射は、生後 24 月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わない。(追加接種は実施可能)		
	③ 開始時期：生後 12 か月から 2 歳まで 初回接種：60 日以上の間隔をおいて 2 回		
	④ 開始時期：2 歳から 5 歳まで 初回接種：1 回		
ワクチン	沈降 15 価肺炎球菌結合型ワクチン 沈降 20 価肺炎球菌結合型ワクチン		
接種量	0.5 ml	方法	皮下接種・筋肉内接種

(4) B型肝炎

対象年齢	生後 1 歳まで		
標準的な 接種回数等	初回接種：生後 2 か月から 9 か月までの間に接種し、27 日以上の間隔をおいて 2 回 追加接種：1 回目から 139 日以上の間隔をおいて 1 回		
	※対象から除外される方 HBs 抗原陽性の方の胎内又は産道において B 型肝炎ウイルスに感染したおそれのある方 であって、抗 HBs 人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降 B 型肝炎ワクチンの投与 を受けたことがある方。		
ワクチン	組換え沈降 B 型肝炎ワクチン		
接種量	0.25 ml	方法	皮下接種

(5) 3 種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風)

4 種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)

5 種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・ヒブ)

不活化ポリオ

対象年齢	生後 2 か月から 90 か月 (7 歳 6 か月) まで		
標準的な 接種回数等	1 期初回：生後 2 か月から生後 7 か月までの間に、20 日以上の間隔をおいて 3 回 1 期追加：3 回目終了から 6 か月以上の間隔をおいて 1 回		
	※1 期初回接種においては、使用するワクチンを選択することが可能な場合であっても、 原則として、同一種類のワクチンを必要回数接種する。		
ワクチン	5 種混合：沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルス b 型混合ワクチン		
接種量	0.5 ml	方法	皮下接種・筋肉内接種

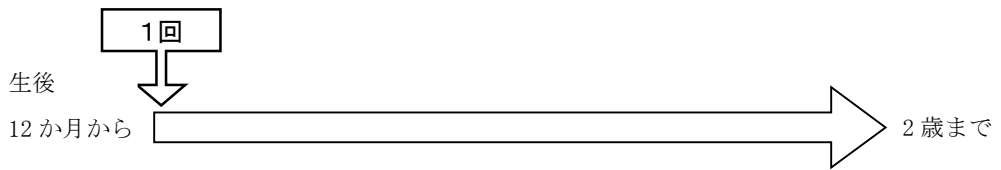
(6) BCG

対象年齢	生後 1 歳まで		
標準的な 接種回数等	生後 5 か月から 8 か月までの間に 1 回		
ワクチン	BCG ワクチン		
接種量	所定のスポイトで滴下	方法	経皮接種

(7) 麻しん風しん1期

麻しん

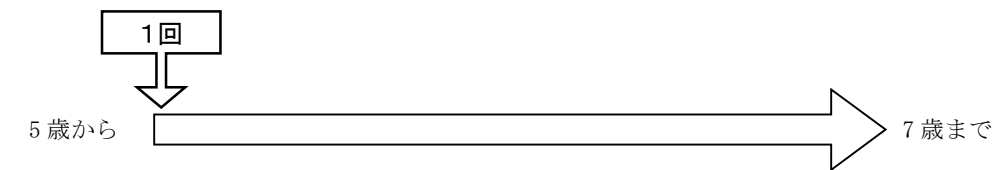
風しん

対象年齢	1期：生後12か月から24か月（2歳）まで		
標準的な 接種回数等	生後12か月から2歳までの間に1回		
			
ワクチン	乾燥弱毒性麻しん風しん混合（MR）ワクチン 麻しん：乾燥弱毒性麻しん（M）ワクチン 風しん：乾燥弱毒性風しん（R）ワクチン		
接種量	0.5ml	方法	皮下接種

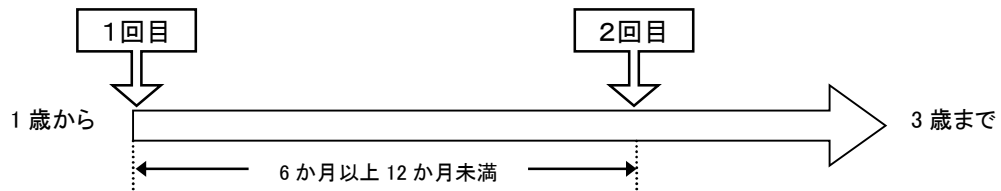
(8) 麻しん風しん2期

麻しん

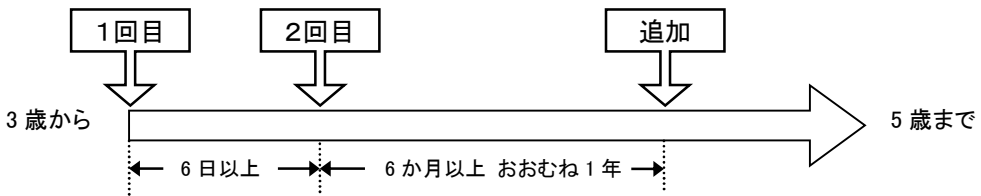
風しん

対象年齢	2期：5歳以上7歳未満の、小学校就学前年度の1年間		
標準的な 接種回数等	5歳から7歳までの間に1回（令和元年4月2日～令和2年4月1日生）		
			
	※小学校就学後は、接種できない。		
接種量	0.5ml	方法	皮下接種

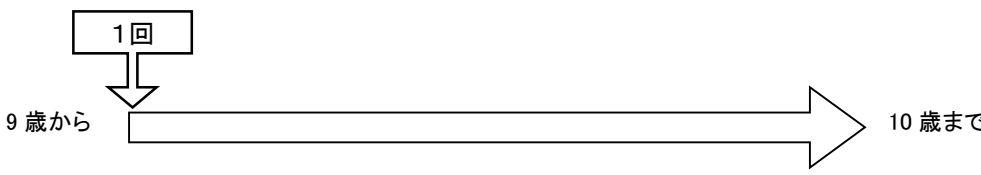
(9) 水痘

対象年齢	生後12か月から36か月（3歳）まで		
標準的な 接種回数等	1回目接種：生後12か月から15か月の間に1回 2回目接種：1回目から6か月から12か月の間隔をおいて1回		
			
	※1回目接種：生後12か月から15か月に達するまでに1回。 2回目接種：1回目から、3か月以上の間隔をおいて1回。		
ワクチン	乾燥弱毒性水痘ワクチン		
接種量	0.5ml	方法	皮下接種

(10) 日本脳炎1期

対象年齢	生後6か月から90か月（7歳6か月）まで		
標準的な 接種回数等	1期初回：3歳から4歳までの間に、6日以上の間隔をおいて2回 1期追加：4歳から5歳までの間に、2回目終了から6か月以上おおむね1年の間隔をおいて1回		
			
ワクチン	乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン		
接種量	0.5ml ※3歳未満：0.25ml	方法	皮下接種

(11) 日本脳炎2期

対象年齢	9歳から13歳まで		
標準的な 接種回数等	9歳から10歳までの間に1回		
			
ワクチン	乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン		
接種量	0.5ml	方法	皮下接種

(12) 日本脳炎の特例：実施規則附則第3条の対象者

《積極的な勧奨の差し控えにより規定回数を受けられなかった人の接種方法》

・平成7（1995）年4月2日から平成19（2007）年4月1日に生まれた、20歳未満の方

対象者の接種歴	その後の接種方法※
1期初回のうち、1回のみ受けた方	・2回目と3回目を6日以上の間隔をあけて接種 ・4回目は9歳以上で接種し、3回目との間隔は6日以上
1期初回のうち、2回受けた方	・まず、3回目を接種 ・4回目は9歳以上で接種し、3回目との間隔は6日以上
1期初回のうち、3回受けた方	・4回目は9歳以上で接種し、3回目との間隔は6日以上
1期初回を全く受けていない方	・6日以上（標準的には6～28日）の間隔をおいて2回、2回目接種からおおむね1年後に3回目を接種 ・4回目は9歳以上で接種し、3回目との間隔は6日以上
※法令の規定では、上記の時期に接種可能とされているが、1期初回接種を3回受けた人は、最後の接種からおおむね5～10年毎に1回接種することで脳炎の発症を予防することが可能なレベルの抗体が維持されることが期待されるので、接種時期はこれらを総合的に勘案して実施することが望まれる。	

(13) 2種混合（ジフテリア・破傷風）

対象年齢	11 歳から 13 歳まで		
標準的な 接種回数等	11 歳から 12 歳までの間に 1 回		
	11 歳から 12 歳まで		
ワクチン	沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド		
接種量	0. 1 ml	方法	皮下接種

(14) HPV（ヒトパピローマウイルス感染症）

《サーバリックス（2 価）》

対象年齢	小学 6 年生から高校 1 年生に相当する年齢の女子 （12 歳となる年度の初日から 16 歳となる年度の末日）		
標準的な 接種回数等	1 回目：13 歳になる年度（中学 1 年生）の初日から 1 回 2 回目：1 回目から 1 か月の間隔をおいて 1 回 3 回目：1 回目から 6 か月の間隔をおいて 1 回		
	13 歳になる年度初日から 16 歳になる年度末日まで 1 か月以上 6 か月以上		
ワクチン	組換え沈降ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン		
接種量	0. 5 ml	方法	筋肉内接種

《ガーダシル（4 価）》

対象年齢	小学 6 年生から高校 1 年生に相当する年齢の女子 （12 歳となる年度の初日から 16 歳となる年度の末日）		
標準的な 接種回数等	1 回目：13 歳になる年度（中学 1 年生）の初日から 1 回 2 回目：1 回目から 2 か月の間隔をおいて 1 回 3 回目：1 回目から 6 か月の間隔をおいて 1 回		
	13 歳になる年度初日から 16 歳になる年度末日まで 2 か月以上 6 か月以上		
ワクチン	組換え沈降ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン		
接種量	0. 5 ml	方法	筋肉内接種

《シルガード9（9価）》

対象年齢	小学6年生から高校1年生に相当する年齢の女子 (12歳となる年度の初日から16歳となる年度の末日)		
標準的な 接種回数等	① 開始時期：15歳未満 1回目：13歳になる年度（中学1年生）の初日から1回 2回目：1回目から6か月の間隔をおいて1回		
標準的な 接種回数等	② 開始時期：15歳以上 1回目：13歳になる年度（中学1年生）の初日から1回 2回目：1回目から2か月の間隔をおいて1回 3回目：1回目から6か月の間隔をおいて1回		
ワクチン	組換え沈降ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン		
接種量	0.5ml	方法	筋肉内接種

（15）HPVキャッチアップ接種

実施期間	令和8年3月31日まで		
対象者	平成9年4月2日から平成21年4月1日生まれの女性の内、 キャッチアップ接種の期間中（R4.4.1～R7.3.31）に、 1回以上接種済みの未完了者		
注意事項	・1回目を、キャッチアップ接種の期間以前に接種し、 2回目を、キャッチアップ接種の期間中に接種した方は、対象者となる		
	・平成9年4月2日から平成21年4月1日生まれの方で、未接種者は、 対象とならない。		
	・対象とならない方も、HPV予防接種予診票を所持しているため、 母子健康手帳等で、接種履歴を確認すること。		

4. B類疾病予防接種別対象者

(1) 高齢者インフルエンザ

対象者	① 65 歳以上 ② 60 歳から 65 歳未満の方であって、心臓、腎臓、呼吸器の機能に障がいがあり身のまわりの生活に極度の制限のある方、またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がいがあり日常生活がほとんど不可能な方 ※概ね、身体障害者障害程度等級 1 級に相当		
実施期間	令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 1 月 31 日		
自己負担額	2,000 円（期間中の助成は 1 回のみ） ※生活保護を受けている方は無料（受給者証明書が必要）		
ワクチン	インフルエンザ HA ワクチン		
接種量	0. 5ml	方法	皮下接種

(2) 高齢者肺炎球菌

対象者	① 65 歳（令和 6 年度） ② 60 歳から 65 歳未満の方であって、心臓、腎臓、呼吸器の機能に障がいがあり身のまわりの生活に極度の制限のある方、またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がいがあり日常生活がほとんど不可能な方 ※概ね、身体障害者障害程度等級 1 級に相当 ※過去に肺炎球菌ワクチン（ニューモバックス NP）を接種したことがある方は、定期接種の対象とならない。		
実施期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日		
自己負担額	3,000 円（助成は生涯で 1 回のみ） ※生活保護を受けている方は無料（受給者証明書が必要）		
ワクチン	2 3 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン		
接種量	0. 5ml	方法	皮下接種・筋肉内接種

(3) 高齢者新型コロナ

対象者	① 65 歳以上 ② 60 歳から 65 歳未満の方であって、心臓、腎臓、呼吸器の機能に障がいがあり身のまわりの生活に極度の制限のある方、またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がいがあり日常生活がほとんど不可能な方 ※概ね、身体障害者障害程度等級 1 級に相当		
実施期間	令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 1 月 31 日		
自己負担額	6,000 円（期間中の助成は 1 回のみ） ※生活保護を受けている方は無料（受給者証明書が必要）		
ワクチン	新型コロナワクチン		
接種量	使用ワクチンにより異なる	方法	筋肉内接種

(4) 高齢者帯状疱疹

対象者	① 令和7年度中に、以下の年齢になる方 65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳以上 ② 60歳から65歳未満の方であって、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がいがあり日常生活がほとんど不可能な方
実施期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日

《シングリックス（組換えワクチン）》

接種回数	1 回目：対象の年度内に 1 回 2 回目：1 回目から、2 か月以上 6 か月に至る日（当該年度内）までの間に 1 回		
自己負担額	1 回あたり 9,000 円（期間中の助成は 2 回のみ） ※生活保護を受けている方は無料（受給者証明書が必要）		
接種量	0. 5ml	方法	筋肉内接種

《ビケン（生ワクチン）》

接種回数	対象の年度内に 1 回		
自己負担額	3,500 円（期間中の助成は 1 回のみ） ※生活保護を受けている方は無料（受給者証明書が必要）		
接種量	0. 5ml	方法	皮下接種

① 令和7年度から、5年間の経過措置が設けられる

令和7年度接種対象者

(R6.12月末時点)

年度年齢	生年月日	人数
65歳	1960年(S35)4月2日～1961年(S36)4月1日生まれ	471人
70歳	1955年(S30)4月2日～1956年(S31)4月1日生まれ	549人
75歳	1950年(S25)4月2日～1951年(S26)4月1日生まれ	648人
80歳	1945年(S20)4月2日～1946年(S21)4月1日生まれ	293人
85歳	1940年(S15)4月2日～1941年(S16)4月1日生まれ	370人
90歳	1935年(S10)4月2日～1936年(S11)4月1日生まれ	394人
95歳	1930年(S5)4月2日～1931年(S6)4月1日生まれ	185人
100歳以上	1925年(T14)4月2日生まれ以前(R7年度のみ対象)	103人

計≒3,000人

② 1回目接種用と2回目接種用の予診票の取り扱い

1回目接種用の予診票を、年度当初に対象者へ個別通知する。

年度ごとに対象者が変更されるため、年度を記載 ↓

雲南市		高齢者帯状疱疹予防接種予診票				令和7年度(1回目接種用)	
医療機関記載欄		※太枠内をボールペンでご記入ください。					
対象者確認 該当する欄に○							
65歳	70歳	75歳	80歳	85歳	90歳	95歳	100歳以上
1回目のワクチンに○		組換えワクチン(2回目予診票を渡す) 生ワクチン					
住 所 雲南市		診察前の体温		度		分	
ふりがな		生年月日		昭和 年 月 日生(満 歳)			
受ける人の氏名		電話番号					
質 問 事 項				回 答 欄		医師記入欄	

2 回目接種用予診票は、実施医療機関に備え付ける。

5 年間使用できるよう年度の記載はしない ↓

雲南市		高齢者带状疱疹予防接種予診票 (2回目接種用)											
接種日を記入		医療機関記載欄											
対象者確認 該当する欄に○		※太枠内をボールペンでご記入ください。											
65歳 70歳 75歳 80歳 85歳 90歳 95歳 100歳以上													
○ 2回目 1回目: 年 月 日 組換えワクチン接種済み		診察前の体温 度 分											
住 所 雲南市		生年月日 昭和 年 月 日生 (満 歳)											
ふ り が な		電話番号											
受ける人の氏名		電話番号											
質 問 事 項										回 答 欄		医師記入欄	

2 回目接種用の予防接種済証に記載 ↓

きりとり線									
高齢者带状疱疹予防接種済証(2回目接種)									
住 所 雲南市					医療機関名				
氏 名					医 師 名				
生年月日 昭和 年 月 日生					接 種 日 令和 年 月 日				
使用ワクチン名					島根県 雲 南 市 長				
Lot No.					公印				

③ 予防接種の実施

《シングリックス（組換えワクチン）》

- 1 回目を接種した後、医療機関で2 回目接種の予約を取る。
- 同時に、2 回目接種用予診票の左上の医療機関記載欄の接種日と受ける人の名前を医療機関が記名し、予防接種済証と2 回目接種用予診票を渡す。
※医療機関で名前を記入して渡すことにより、間違い接種の防止となる。
- 予約日に2 回目を接種した後、予防接種済証（2 回目接種）を渡し完了。

《ビケン（生ワクチン）》

- 1 回目を接種した後、予防接種済証を渡し完了。

5. 対象者への個別通知

予防接種の種類	発送月と通知対象者	通知対象者
麻疹風しん（2期）	4月：6歳になる年度（年長児） 11月：10月末時点の未接種者 2月：1月末時点の未接種者	H31.4.2～R2.4.1 生
日本脳炎（2期）	4月：10歳になる年度（小学4年生）	H27.4.2～H28.4.1 生
2種混合	4月：12歳になる年度（小学6年生） 11月：10月末時点の未接種者	H25.4.2～H26.4.1 生
HPV	4月：13歳になる年度の女儿（中学1年生）	H24.4.2～H25.4.1 生
高齢者肺炎球菌	65歳の誕生日を迎えた翌月	S35.4.2～S36.4.1 生
高齢者带状疱疹	4月：当該年度に対象年齢となる方	R7年度対象者参照
日本脳炎（特例接種）	特例対象者への通知は、令和6年度で終了	
HPV	キャッチアップ接種対象者への通知は、令和6年度で終了	

※令和7年度から、接種勧奨を行った旨の医療機関への通知はしません。

6. 実 施 方 法

委託医療機関による個別接種

7. 自己負担金

(1) A類疾病予防接種：無料（全額公費負担）

(2) B類疾病予防接種：市長が定める額

※予防接種のために検査が必要な場合の検査にかかる費用および接種中止者の診察料等については個人負担となるので、個人へ請求する。

8. 接種者の確認および接種当日の注意事項

(1) 予約時に、雲南市に住民登録があり、接種対象者であることを確認する。

- ・予診票を紛失した方には、母子健康手帳を持参の上、市担当課または総合センター窓口で、予診票再交付の手続きをしてもらう。

- ・B類疾病予防接種において、生活保護を受けている方は、予防接種ごとに受給者証明書の提出を受ける。

受給者証明書が無い方は、本人により市担当課または総合センター窓口で発行申請手続きが必要であることを伝え、受給者証明書の提出を受けてから接種する。

なお、接種後に生活保護受給者であることが判明した場合は、医療機関から本人に連絡し、受給者証明書の提出を求める。

(2) 接種当日は、必ず保護者が同伴すること。

- ・原則、高校3年生相当の方まで、保護者の同伴を求める。

高校卒業後であっても、その年度末までは保護者の同伴を求める。

(3) 予診票の記載内容を確認する。

- ・雲南市が発行した予診票であること。

- ・住所、氏名（ふりがな）、保護者の氏名、満年齢、生年月日等を確認し、接種対象者であることを確認する。

(4) 母子健康手帳や予診票の医療機関記載欄等にて、接種回数と接種間隔の確認をする。

(5) 予防接種不適合者、予防接種要注意者に該当しないかなど、予診票、問診で確認する。

① 予防接種不適合者

ア) 明らかに発熱をしている方（37.5℃以上）

イ) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方

ウ) その日に受ける予防接種の接種液に含まれる成分で、アナフィラキシーを起こしたことがあることが明らかな方

エ) バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム（ラテックス）が含まれている製剤を使用する際の、ラテックス過敏症のある方

オ) その他、医師が不適当な状態と判断した方

② 予防接種要注意者については、各ワクチンの添付文書を参照し、被接種者の健康状態および体質を勘案し、慎重に予防接種の適否を判断する。

③ B類疾病予防接種は、主に個人予防目的のために行うものであることから、対象者は、自らの意志と責任で接種を希望する場合に行うこと。

対象者の意思確認が困難な場合は、家族またはかかりつけ医等の協力により、その意思を確認することは認められるが、接種を希望することが確認できた場合に限り接種を行うことができる。

- (6) 接種医師は、希望する予防接種種別を確認の上、母子健康手帳および予診票を確認する。
- (7) 被接種者、保護者に予防接種の効果や目的、予防接種後の通常起こり得る副反応およびまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度等について説明を行い、視診、聴診を行った上で、接種の可否判断および保護者に接種希望の意思、予診票を市へ提出することへの同意を確認する。
- (8) 保護者自署欄に、氏名を自署していること。
 - ・ B 類疾病予防接種の場合、被接種者である本人が署名する。なお、本人が自署できない場合は、家族または施設管理者等が家族の同意を得た上で署名し、その続柄を記入する。
- (9) 接種終了後、30 分間程度待機してもらい副反応の有無を確認する。

9. 予診票、母子健康手帳の記入

- (1) 予診票の医師記入欄に予防接種の可否を○印し、医師署名又は記名押印欄に署名または記名押印する。
 - ※接種を見合わせ予診のみとした場合は、予診票再交付の手続きが必要となる。
- (2) 使用ワクチン名欄にロット番号、接種量、接種部位、実施場所等を記入する。
- (3) 母子健康手帳に接種記録を記入する。
 - ・ B 類疾病予防接種は、予診票下部の予防接種済証を作成し交付する。

10. 委託料の請求、支払い

- (1) 請求は月単位でまとめ、予防接種請求書と予診票を合わせ市に提出する。
 - 概ね、15 日までに提出いただくと、当月末日の支払いとなります。
 - ・ 受給者証明書は、該当者の予診票に添付する。
- (2) 市は、請求のあった月の翌月末日までに委託料を医療機関に支払う。
 - ・ 3 月分の予防接種請求書の日付は、3 月 31 日とする。
- (3) 市の定期支払日は、15 日と月末日の月 2 回。

11. 予防接種後副反応疑い報告制度

- (1) 予防接種法に基づく予防接種による副反応で、予防接種法施行規則第 5 条に規定する症状を診察した場合は「予防接種後副反応疑い報告書」を作成し、速やかに F A X 等で下記に報告する。(法に基づく報告のため、保護者同意は不要)

(独) 医薬品医療機器総合機構 〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル FAX : 0120-176-146
--

※予防接種法に基づく医師等の報告のお願い(厚生労働省 HP)の、電子報告システムによる報告も可能。

- (2) BCG 接種によるコッホ現象は、保護者の同意を得て「コッホ現象事例報告書」にて、市へ報告する。

1 2. 予防接種の間違い

(1) 予防接種の間違いが発生した時

- ① 医療機関において間違い接種が発生した時は、保護者へ状況説明および被接種者の健康観察・経過観察を行い、速やかに市へ連絡する。
市は定期予防接種の間違い報告書に沿って聞き取りを行う。
- ② 市において間違い接種を発見した場合は実施医療機関へ連絡し、医療機関から保護者または被接種者に経緯および状況等の説明を行い、被接種者の健康観察・経過観察を行う。
- ③ 市は、医療機関からの連絡を基に、担当課において対応を協議する。
- ④ 医療機関は、定期予防接種の間違い報告書を市へ提出する。

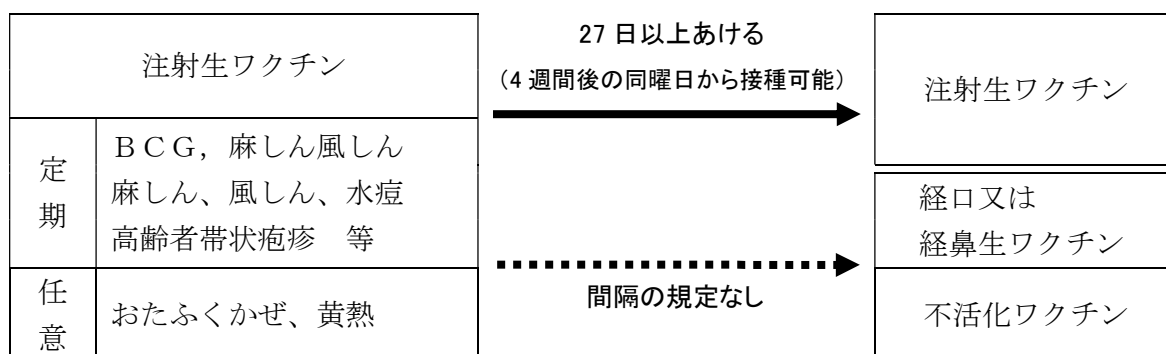
(2) 被接種者に心身への影響がなかった場合

- ① 市は、定期予防接種の間違い報告書を基に予防接種事故報告書を作成し、島根県薬事衛生課へ提出する。
- ② 市は、医療機関へ注意喚起する。

(3) 再接種・検査・治療が必要または障害・死亡の状況になった場合等

- ① 市、医療機関と共に保護者または被接種者へ経緯および状況等の説明にあたる。
- ② 担当課において対応を協議し、必要に応じて雲南市予防接種健康被害調査委員会を開催する。
- ③ 医療機関は、協議結果に従い必要な措置にあたる。

1 3. 他の予防接種との接種間隔



※注射生ワクチンを接種した日の翌日から起算して、別の生ワクチンの接種を行う日までの間隔は、27 日以上おく。

※注射生ワクチンを接種してから経口生ワクチンおよび不活化ワクチンの接種を行う日までの間隔に規定はなし。

他の予防接種との接種間隔（続き）

経口又は経鼻生ワクチン			
定期	ロタウイルス		
不活化ワクチン等			
定期	B型肝炎、ヒブ、小児用肺炎球菌 DPT-IPV-Hib、DPT-IPV、DPT、DT ポリオ、日本脳炎 ヒトパピローマウイルス感染症 高齢者インフルエンザ 高齢者肺炎球菌 高齢者新型コロナ 高齢者带状疱疹 等	→ 間隔の規定なし	注射生ワクチン
			経口又は 経鼻生ワクチン
任意	A型肝炎、狂犬病、破傷風 成人用ジフテリア 等		不活化ワクチン等

※接種から数日間は、発熱や接種部位の腫脹などの症状が出ることがあります。規定上接種が可能な期間であっても、必ず発熱や接種部位の腫脹がないことなど、体調に問題がないことを確認してから接種してください。

※特に医師が認めた場合、同時接種を行うことができます。

※同一のワクチンを複数回接種する場合の接種間隔については、添付文書等の規定に従ってください。